

平成30年度 特定非営利活動法人 KiKi 総会資料

日時 平成30年 5月19日 (土)

午前 11時～12時

会場 特定非営利活動法人 KiKi グループホーム Ohana

総会次第

1. 開会のことば
2. 理事長挨拶
3. 総会成立の確認
4. 議長、書記の選出
5. 議事
 - (1) 平成29年度事業報告
 - (2) 平成29年度決算報告・会計監査報告
 - (3) 営繕積立金取崩しについて
 - (4) 役員報酬、正職と臨時職員の給与について
 - (5) 交際費について
 - (6) 平成30年度役員(案)
 - (7) 平成30年度活動方針(案)
 - (8) 平成30年度事業計画(案)
 - (9) 平成30年度会計予算(案)
6. 議長、書記の解任
7. 新旧役員あいさつ
8. その他
9. 閉会のことば

(1) 平成29年度事業報告 平成29年度活動報告

【共同生活援助事業】

昨年1月から Ohana は満床の状態が続いています。昨年7月中旬から9月中旬まで利用者さんが長期入院をしましたので長期入院加算を頂きました。
また自立出来そうな利用者にサテライトへの移行を促しましたが良い回答を得ることは出来ませんでした。

現在の状況

定員 7名 住居定員 7名 平成30年3月31日現在

管理者及び施設長は松戸圏域障害者グループホーム等連絡協議会が主催する勉強会や会合に参加、他市の施設と横のつながりを構築。

地域（我孫子市）のグループホーム会にも出席しました。

平成27度より福祉と司法の勉強会（ひまわりネットワーク）にも参加、弁護士、司法書士、社会労務士との交流を深めています。今年度はひまわりネットワークにも多くの福祉・司法の関係者の参加が多くなりました。

色々な分野の弁護士とも交流を深め、今後のグループホーム運営にあたり大変心強くなりました。

利用者は平成29年7月8日、9日フレンドリーツアー（障害者ツアー）に Ohana から3名（岡本さん、小島さん、日暮さん）が参加、福島県の野地温泉に行き交流を深めた。

平成30年3月24日、25日市岡理事が Ohana ツアーに利用者（岡本さん、西村さん、小島さん、野口さん、日暮さん）を湯之上温泉旅行に連れて行ってくださり SL に乗れて皆さん大喜びでした。

防災・減災

平成29年度は防災計画を推進、Ohana の防災・減災にのみならず地域の防災啓蒙活動にも役立ちました。

Ohana 製作の「助けてカード」を作成しました。このカードは松戸圏域グループホーム協議会の防災班からも好評を頂きデータを配布しました。

毎年9月に災害食を食べる日を設けており、本年度はアルファー米とレトルトカレー、缶詰のコラボでカレーライスを食べました。

Ohana の利用者さんとは食事時や皆さんが集まっている時「いざという時どうする？」等と質問をして防災意識を利用者、世話人を含め高めました。

世話人対象の防災勉強会及び防災倉庫の点検、発電機の使い方、組立式リアカーの

組立等を行いました。

施設長が不在の時でも直ぐに対応できる訓練を行いました。本年度も引き続きバージョンアップして訓練を行います。

【その他の事業】

現在グループホームが満床のため体験宿泊は行っておりません。

活動実績

- | | | |
|-------|-------|---|
| 平成29年 | 4月 6日 | 松戸圏域グループホーム協議会 (GH 会計画・班活動) |
| 平成29年 | 4月20日 | Ohana ケース会議・職員会議 |
| 平成29年 | 4月25日 | ひまわりネットワーク (後見制度にまつわる現場感) |
| 平成29年 | 5月11日 | 松戸圏域グループホーム協議会総会 (本会議) 出席
(高齢者の生活を支える介護・福祉制度について) |
| 平成29年 | 5月18日 | Ohana ケース会議・職員会議 |
| 平成29年 | 5月20日 | 特定非営利活動法人 KiKi 第四回総会 |
| 平成29年 | 5月23日 | 税務申告 (柏税務署、千葉県県税事務所、我孫子市役所) |
| 平成29年 | 5月25日 | Ohana 見学 (千葉県立我孫子特別支援学校 清新分校) |
| 平成29年 | 5月26日 | Ohana ケース会議・職員会議 |
| 平成29年 | 5月28日 | 自治会クリーンデー (グループホーム利用者参加) |
| 平成29年 | 6月 1日 | 松戸圏域グループホーム協議会 (日中活動につながり
づらい人、日中活動先との連携) |
| 平成29年 | 6月 5日 | 我孫子グループホーム会出席 (健康いきいき体操) |
| 平成29年 | 6月 9日 | 福祉と司法の勉強会6 (ホームレス支援) |
| 平成29年 | 6月22日 | Ohana ケース会議・職員会議 |
| 平成29年 | 6月27日 | ひまわりネットワーク (知的・精神・発達障害と支援の
現場) |
| 平成29年 | 7月 6日 | 松戸圏域グループホーム協議会 (サテライト
グループホームの支援)
Ohana 夕食 (災害用レトルトカレー、災害用ご飯試食) |
| 平成29年 | 7月 8日 | フレンドリーツアー (福島県野地温泉) |
| 平成29年 | 7月 9日 | 参加者3名 岡本さん、小島さん、日暮さん |
| 平成29年 | 7月 8日 | Ohana 遠足候補地視察 (福祉施設 風の村) |
| 平成29年 | 7月12日 | 野田圏域グループホーム協議会 防災・減災講師 |
| 平成29年 | 7月23日 | 自治会祭礼・盆踊り 参加 |
| 平成29年 | 7月27日 | Ohana ケース会議・職員会議 |
| 平成29年 | 8月15日 | 野口健太郎さん誕生日会 |
| 平成29年 | 8月16日 | 入院中利用者の栄養指導に立合い |

平成29年 8月17日 Ohana ケース会議・職員会議
平成29年 8月21日 ひまわりネットワーク (児童福祉)
平成29年 9月 1日 Ohana 防災食の日
平成29年 9月 4日 我孫子グループホーム会出席
平成29年 9月 7日 松戸圏域グループホーム協議会 (支援者が困ってしまう人)
平成29年 9月13日 日暮健介さん誕生日会
平成29年 9月19日 Ohana ケース会議・職員
平成29年10月 5日 松戸圏域グループホーム協議会 (後見人制度について)
平成29年10月17日 福祉と司法の勉強会 出席 (事例検討・後見)
平成29年10月23日 ひまわりネットワーク (更生保護を知る)
平成29年10月20日 Ohana ケース会議・職員会議
平成29年11月 2日 松戸圏域グループホーム協議会 (支援と指導)
平成29年11月 5日 自治会防災訓練参加
平成29年11月10日 年末調整説明会出席
平成29年11月18日 小島侑也さん誕生日会
平成29年11月19日 桐友祭見学
平成29年11月26日 Ohana お蕎麦の日
平成29年11月30日 Ohana ケース会議・職員会議
岡本裕志さんお誕生日会
平成29年12月 4日 加賀谷栄美さん誕生日会
平成29年12月 9日 我孫子グループホーム会 出席 (各ホームの現状と問題点について)
平成29年12月 7日 松戸圏域グループホーム協議会 (夜間支援)
平成29年12月10日 第8回千葉県障害者グループホーム大会出席
参加者：岡本さん、小島さん、西村さん、日暮さん
支援員：藤岡なをみ、藤岡兼一
平成29年12月13日 Ohana ケース会議・職員会議
平成29年12月14日 世話人研修会ワールドカフェを体験してみよう (柏)
世話人忘年会 (あしたば)
ひまわりネットワーク (テーマ会議)
平成29年12月25日 Ohana クリスマス会 (全員参加)
平成29年12月30日 Ohana Close
平成30年 1月 3日 Ohana Open
平成30年 1月 5日 吉武望さん誕生日会
平成30年 1月 9日 西村創さん誕生日会

平成30年 1月11日 松戸圏域グループホーム協議会（認知症）
平成30年 1月31日 **Ohana** ケース会議・職員会議
平成30年 2月 1日 松戸圏域グループホーム協議会 出席（防災・減災）
平成30年 2月 6日 29年度障害者グループホーム等従事職員研修（サビ管）
平成30年 2月 7日 決算法人説明会 出席
平成30年 2月21日 障害者虐待について学ぶ（我孫子市主催）
平成30年 2月24日 グループホーム交流会 ウォークラリー・焼き肉
食べ放題（岡本さん、加賀谷さん、小島さん参加）
平成30年 2月28日 **Ohana** ケース会議・職員会議（安曇野
ひまわりネットワーク（子どもを育てる側、育つ側の
今とこれから）
平成30年 3月 1日 松戸圏域グループホーム協議会（自己決定）
平成30年 3月 6日 利用者ケース会議（我孫子市役所）
平成30年 3月13日 合同世話人研修会 アクイール（石堂、中野出席）
平成30年 3月14日 管理者説明会 出席（柏文化会館）非常災害計画
平成30年 3月24日 **Ohana** ケース会議・職員会議（親睦会）マハロカフェ
Ohana 利用者旅行 湯之上温泉（引率：市岡理事）
平成30年 3月25日 旅行参加者：岡本さん、西村さん、小島さん、野口さん、
日暮さん

(2) 平成29年度決算報告・会計監査報告

収入

科目	本年度予算	実績額	実績-予算	備考
事業収益				
給付費収益	14,000,000	13,975,156	-24,844	国保連からの収入
家賃補助	840,000	840,000	0	国からの補助 10,000円/人
利用者負担金収益	5,700,000	5,139,242	-560,758	利用者負担分(家賃、水光熱費、日用品費、食材料費等)
行事参加会費収益	30,000	0	-30,000	行事参加会費(Ohana遠足、GH大会)
物品販売収益	0	0	0	
体験宿泊収益	0	0	0	体験宿泊費用(レスパイト)
会費・寄付金				
正会員受取会費	20,000	15,000	-5,000	Kiki会員の会費 1,000円/人
受取寄付金	0	50,000	50,000	
助成金・補助金				
受取助成金	0	0	0	
受取補助金	0	0	0	
その他				
受取利息		26	26	千葉銀行、ゆうちょ銀行の利息
預かり金等事務手数料	108,000	108,000	0	利用者さんの金銭管理@3,000円/月(利用者3名)
営繕積立金当期使用額	120,000	106,128	-13,872	洗濯機買い替え
雑収入		73,980	73,980	キャッシュバック
前年度繰越金	-1,471,361	-1,471,361		
	19,346,639	18,836,171	-510,468	

支出

科目	本年度予算	実績額	実績-予算	備考
事業費				
人件費				
給料手当	4,000,000	4,272,500	272,500	常勤職員の給料(施設長、管理者、サビ管)
役員報酬	2,160,000	2,200,000	40,000	理事長・管理者・サービス管理責任者の給料
法定福利費	1,000,000	1,104,161	104,161	社会保険料(常勤2名分)
福利厚生費	200,000	87,936	-112,064	職員の会合等、人間ドック費用、予防接種費用等
アルバイト給料	4,000,000	3,089,820	-910,180	非常勤職員の給料
通勤費	60,000	17,290	-42,710	非常勤職員の通勤費
人件費計	11,420,000	10,771,707	-648,293	
その他				
旅客交通費	20,000	15,520	-4,480	GHの会合、勉強会等の交通費
会議費	60,000	84,118	24,118	職員会議の昼食代・お茶代、打ち合わせの食事代等
車両費	150,000	78,820	-71,180	GHで利用する、法人車のガソリン・点検費等
通信運搬費	100,000	140,212	40,212	電話代、インターネット接続、郵便料金等
消耗品費	300,000	189,346	-110,654	事務用品等
修繕費	200,000	38,160	-161,840	床の張替え(寄付金を流用)
水道光熱費	800,000	719,983	-80,017	利用者・法人の水光熱費
地代家賃	4,080,000	4,080,000	0	利用者・法人の家賃@340,000円x12ヵ月
新聞図書費	20,000	14,283	-5,717	GHに関わる図書費
接待交際費	200,000	103,564	-96,436	お祝い、お土産、飲食代、懇親会参加費等
保険料	350,000	317,280	-32,720	施設賠償責任保険、自動車保険、ハイパー労災保険等
諸会費	40,000	26,958	-13,042	ほっとねっと年会費、自治会費等
研修費	20,000	1,600	-18,400	サビ管研修等の交通費、駐車場代等
支払手数料	35,000	41,778	6,778	振込手数料等
支払寄付金	20,000	6,000	-14,000	自治会お祭り
支払利息	0	0	0	
雑費	200,000	215,390	15,390	自火報定期点検、パソコン、ソフトウェア、お見舞い、香典等
租税公課	30,000	12,150	-17,850	登記簿、印鑑証明等に使用する印紙代、自動車税等
慶弔費	10,000	0	-10,000	
GH食材料費	1,600,000	1,573,450	-26,550	利用者及び世話人の食材料費
GH日用品費	100,000	94,700	-5,300	利用者及び法人の日用品費
GH備品費	300,000	183,616	-116,384	ハンディ掃除機、床掃除ロボット、洗濯機買い替え等
GH共益費	72,000	63,000	-9,000	フレッツテレビ
GH娯楽費	100,000	58,902	-41,098	新聞代及び会食費
GH雑費	100,000	112,148	12,148	GHに関わる雑費
支払報酬		139,624		
減価償却費	0	0	0	
その他の経費計	8,907,000	8,310,602	-596,398	
事業費計	19,722,000	19,082,309	-639,691	
当期経常増減額	1,096,000	1,225,223		(収入-前期繰越金)-事業費計
法人税、住民税及び事業税		185,100		
		1,040,123		
前期繰越正味財産額		△ 1,471,361		
次期繰越正味財産額		△ 431,238		

上記の通り報告致します。

平成30年 3月31日

会計担当

藤岡 兼一

会計監査報告

上記の決算について、会計帳簿・証拠書類・領収書等を監査した結果、適正であることを認めます。

平成30年 3月31日

監事

水野 友貴

平成29年度特定非営利活動法人 **KIKI** の決算報告・会計監査報告を、別紙添付
どおり報告いたします。

特定非営利活動法人 **KIKI**

会計担当 藤岡 兼一



決算報告・会計報告について、監査の結果、記載内容について、帳簿類を精査し
た結果、相違ないことを確認いたしました。

監事 水野 友貴



平成 30 年 5 月 13 日

特定非営利活動法人 **KIKI** にて

(3) 営繕積立金取崩しについて

昨年度の総会にて承認された1階と2階の洗濯機を同時に買い替えしました。
現在の営繕積立については別紙をご参照ください。

(4) 役員報酬、正職と臨時職員の給与について

役員報酬 180,000 円 (現行通り)
正職員給与 310,000 円 (350,000 円 (手当含む))
臨時職員 950 円/時 (現行通り)
正職員と臨時職員については年3回の賞与にて調整を行います。

(5) 交際費について

Ohana も今年5周年を迎えます。そろそろ後継者探しをしないといけない時期に参りました。今年度の予算をご覧いただくとわかりますが、交際費が例年より高めに設定しております。今年度は若者が集まる福祉の集まりに積極的に参加をしようと思っております。そこから宝が掘り出せるよう皆で頑張りたいと思います。

(6) 平成30年度役員 (案)

役名	氏名
理事	藤岡 兼一
理事	堀江 久男
理事	市岡 武
監事	水野 友貴

(7) 平成30年度活動方針 (案)

【共同生活援助事業】

保護者会

Ohana は今年で5周年を迎えます。保護者の方々との距離を縮める意味でも、本年度は積極的に保護者会の開催を予定します。

サテライト型住居

昨年度同様本年度もサテライト住居の推進を進めます。平成30年の障害者総合支援法一部見直しに伴い、厚労省は軽度障害者の自立を推進しております。
昨年度 Ohana の対象利用者さんから聞き取りをしましたが未だ Ohana にいたいということではなかなかサテライト事業が実現しません。

防災・減災

Ohana の防災に関する情報源は災害ボランティア推進委員会、SL（セーフティリーダー）ネット、我孫子 SL ネット等です。

Ohana の管理者は地域防災インストラクターの資格を有し、これらの活動にも積極的に参加をし、Ohana だけでなく松戸圏域グループホーム協議会の防災班、自治会防災会にも情報提供等を提供しております。

昨年は助けてカードを作成し各利用者さんに渡してあります。

本年度は消防署指導のもと防災訓練を実施致します。

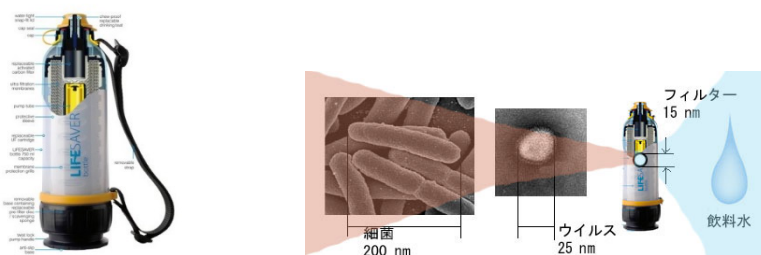
(8) 平成30年度計画 (案)

- 4月 松戸圏域グループホーム連絡協議会 (29年度 GH 会事業計画)
ひまわりネットワーク (虐待 ～児童・障害者・高齢者・DV～)
- 5月 グループホーム会総会
支援の支えになった本や参考文献の情報交換会
自治会クリーンデー参加 (Ohana 利用者参加)
- 6月 松戸圏域グループホーム連絡協議会 (世話人について)
災害時 SOS カードの使い方勉強会(Ohana 利用者参加)
- 7月 松戸圏域グループホーム連絡協議会 (事例検討)
ひまわりネットワーク (犯罪・非行 ～少年犯罪・依存性・警察対応～)
自治会夏祭りに参加 (Ohana 利用者参加)
第12回フレンドリーツアー
防災倉庫チェック及び搬出訓練 (世話人対象)
- 8月 イベント計画中 (Ohana 利用者・世話人参加)
- 9月 松戸圏域グループホーム連絡協議会 (支援の共有について)
ひまわりネットワーク (人権を語り合おう！)
Ohana 総合避難訓練 (消防通報、防災倉庫からの備蓄品の搬出訓練)
- 10月 松戸圏域グループホーム連絡協議会 (グループホームの経営について)
Ohana 5周年 周年行事開催予定 (Ohana 利用者 (家族)・世話人)
- 11月 松戸圏域グループホーム連絡協議会 (支援と指導)
ひまわりネットワーク (ひとが自然に支え合えるまちのつくりかた)
自治会防災訓練 (Ohana 利用者参加)
- 12月 松戸圏域グループホーム連絡協議会 (触法障害者について)
第8回千葉県障害者グループホーム大会
クリスマス会 (Ohana 利用者参加)
- 1月 松戸圏域グループホーム連絡協議会 (実地指導について)
- 2月 松戸圏域グループホーム連絡協議会 (利用者との付き合い方について)

3月 松戸圏域グループホーム連絡協議会（依存症について）
Ohana 利用者旅行

平成30年度購入予定の備品

ライフセーバーボトル 40,000円（ライフセーバーボトルとは汚い水を簡単に浄水する装置で極端に言うと手賀沼の水が飲めるようになります）
（昨年度は品切れのため購入出来ませんでしたので本年度再度購入予定）



ミニ太陽光発電システム 50,000円

50Wの太陽光パネルで発電し12V3.2Ahのバッテリーに蓄電します。その電気をインバータで100Vにして使用します。液晶テレビ40Wで約5時間、20Wの蛍光灯で約10時間使用できます。

ガソリン、ガス発電機と併用して使用する予定です。



平成30年度職員名簿

職名	勤務形態	氏名	資格
管理者	常勤・兼務	藤岡 兼一	地域防災インストラクター
施設長	常勤・兼務	藤岡 兼一	ヘルパー2級
サービス管理責任者	常勤・兼務	藤岡 なをみ	サービス管理責任者
生活支・世話人	常勤・兼務	藤岡 兼一	ヘルパー2級
世話人	常勤・兼務	藤岡 なをみ	調理師・ヘルパー2級
生活支・世話人	非常勤・兼務	石堂 こずえ	調理師・養護教諭家庭科教諭
生活支・世話人	非常勤・兼務	中野 恵美子	ヘルパー2級、保育士
生活支・世話人	非常勤・兼務	吉澤 敦子	
事務	常勤・兼務	藤岡 兼一	
事務	常勤・兼務	藤岡 なをみ	

(9) 平成30年度会計予算(案)

収入

科目	本年度予算	前年度決算額	比較増減額	備考
事業収益				
給付費収益	14,000,000	13,975,156	-24,844	国保連からの収入
家賃補助	840,000	840,000	0	国からの補助 10,000円/人
利用者負担金収益	5,500,000	5,139,242	-360,758	利用者負担分(家賃、水光熱費、日用品費、食材料費等)
行事参加会費収益	10,000	0	-10,000	行事参加会費(O h a n a 遠足、GH大会)
物品販売収益	0	0	0	
体験宿泊収益	0	0	0	
会費・寄付金				
正会員受取会費	20,000	15,000	-5,000	KiKi会員の会費 1,000円/人
受取寄付金	0	50,000	50,000	
助成金・補助金				
受取助成金	0	0	0	
受取補助金	0	0	0	
その他				
受取利息	20	26	6	千葉銀行、ゆうちょ銀行の利息
預かり金等事務手数料	108,000	108,000	0	利用者さんの金銭管理手数料
當繕積立金当期使用額	100,000	106,128	6,128	
雑収入	50,000	73,980	23,980	
前年度繰越金	-431,238	-1,471,361	-1,040,123	
	20,196,782	18,836,171	-1,360,611	

支出

科目	本年度予算	実績額	実績-予算	備考
事業費				
人件費 給料手当	4,900,000	4,272,500	-627,500	サービス管理責任者、世話人の給料
役員報酬	2,160,000	2,200,000	40,000	理事長・管理者への報酬
法定福利費	1,300,000	1,104,161	-195,839	社会保険料・労災保険料
福利厚生費	200,000	87,936	-112,064	職員の会合、人間ドック、健診、予防接種等
アルバイト給料	3,400,000	3,089,820	-310,180	非常勤職員の給料
通勤費	30,000	17,290	-12,710	非常勤職員の通勤費
人件費計	11,990,000	10,771,707	-1,218,293	
その他 旅客交通費	25,000	15,520	-9,480	GHの会合、勉強会等の交通費
会議費	60,000	84,118	24,118	職員会議の昼食代・お茶代、打ち合わせの食事代等
車両費	100,000	78,820	-21,180	GHで利用する法人車のガソリン・点検費、レンタカー代等
通信運搬費	100,000	140,212	40,212	電話代、インターネット接続、郵便料金等
消耗品費	200,000	189,346	-10,654	GHに関わる消耗品費
修繕費	80,000	38,160	-41,840	ホームの補修工事費
水道光熱費	750,000	719,983	-30,017	利用者・ホーム世話人スペース(水光熱費/8)
地代家賃	4,080,000	4,080,000	0	利用者・ホーム共有スペースの家賃(42,000x7)+46,000
新聞図書費	20,000	14,283	-5,717	GHに関わる図書費
接待交際費	200,000	103,564	-96,436	お祝い、お土産、飲食代、懇親会参加費等
保険料	350,000	317,280	-32,720	施設賠償責任保険・自動車保険・従業員の保険
諸会費	40,000	26,958	-13,042	ほっとねっと年会費、自治会費等
研修費	10,000	1,600	-8,400	GH研修会出席への交通費、駐車場代等
支払手数料	35,000	41,778	6,778	振込手数料等
支払寄付金	20,000	6,000	-14,000	地域の法人への寄付金・自治会祭礼等
支払利息	0	0	0	
雑費	200,000	215,390	15,390	
租税公課	30,000	12,150	-17,850	登記簿、印鑑証明等に使用する印紙代等
慶弔費	10,000	0	-10,000	
GH食材料費	1,600,000	1,573,450	-26,550	利用者及び世話人の食材料費
GH日用品費	100,000	94,700	-5,300	利用者・世話人の日用品費 (@1,000x8)
GH備品費	200,000	183,616	-16,384	
GH共益費	70,000	63,000	-7,000	利用者・世話人のテレビ、インターネット (@750x8)
GH娯楽費	70,000	58,902	-11,098	新聞代及び会食費
GH雑費	100,000	112,148	12,148	利用者・世話人の雑費 (@1,000x8)
支払報酬	120,000	139,624	19,624	司法書士、顧問税理士への報酬
減価償却費	0	0	0	
その他の経費計	8,570,000	8,310,602	-259,398	
事業費計	20,560,000	19,082,309	-1,477,691	
当期経常増減額	68,020	1,225,223	1,157,203	(収入-前期繰越金)-事業費計
法人税、住民税及び事業税	50,000	185,100	135,100	
	18,020	1,040,123		
前期繰越正味財産額	△ 1,471,361	△ 1,471,361		
次期繰越正味財産額	△ 1,453,341	△ 431,238		

共同生活援助（介護サービス包括型） 運営規程

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく

Ohana（オハナ） 運営規程（共同生活援助（介護サービス包括型））

（事業の目的）

第1条 特定非営利活動法人 KiKi が設置する Ohana(オハナ)（以下「事業所」という。）において実施する指定障害福祉サービスの共同生活援助事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、共同生活援助の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な共同生活援助の提供を確保することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所は、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、共同生活住居（「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（平成17年法律第123号）。以下「法」という。）第5条第15項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。）において相談、入浴、排せつ及び食事等の介護、その他の日常生活上の支援又は援助を適切かつ効果的に行うものとする。

2 共同生活援助の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、関係市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

3 前2項のほか、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」（平成24年千葉県条例第88号）及び関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

（虐待防止に関する事項）

第3条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めるものとする。

（事業所の名称等）

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 Ohana(オハナ)
- (2) 所在地 千葉県我孫子市東我孫子2丁目8番20号
- (3) 共同生活住居

名 称	所 在 地
Ohana（オハナ）	我孫子市東我孫子2丁目8番20号

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第5条 事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。ただし、厚生労働省令で定める基準を下回らない範囲で変動することがある。

(1) 管理者 1名(常勤職員)

管理者は、従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行う。

(2) サービス管理責任者 1名(常勤職員 1名)

サービス管理責任者は、利用者の共同生活介護計画又は共同生活援助計画を作成するとともに、サービス内容の評価、日中活動サービス事業者との連絡調整等、他の従業者に対する技術的な指導及び助言を行う。

(3) 世話人 5名(常勤職員 2名、非常勤職員 3名)

世話人は、食事の提供や生活上の相談等、日常生活を適切に援助する。

(4) 生活支援員 4名(非常勤職員 3名)

生活支援員は、食事や入浴、排せつ等の介護を行う。

(入居定員)

第6条 事業所の入居者の定員は、7人とする。

(共同生活援助を提供する主たる対象者)

第7条 事業所において共同生活援助を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。
知的障害者

(共同生活援助の内容)

第8条 事業所で行う共同生活援助の内容は、次のとおりとする。

(1) 利用者に対する相談

(2) 食事の提供

(3) 健康管理・金銭管理の援助

(4) 余暇活動の支援

(5) 緊急時の対応

(6) 職場等との連絡調整又は就労先、障害者福祉サービス事業者等との連絡調整

(7) 財産管理等の日常生活に必要な援助

(8) 食事や入浴、排せつ等の介護

(9) 一時的に体験的な利用が必要と認められる者に対する前各号に掲げるサービスの提供(以下、「体験的な利用」という。)

(利用者から受領する費用の額等)

第9条 指定共同生活援助を提供した際は、利用者から当該指定共同生活援助に係る利用者負担額の支払いを受けるものとする。

2 法定代理受領を行わない指定共同生活援助を提供した際は、利用者から当該指定共同生活援助に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払いを受けるものとする。

3 次に定める費用については、毎月10日に計算し請求。当月15日までに前月分を利用者から徴収するものとする。(後払いになるので実費精算とする)

利用料金

	金額	備考
入居一時金	150,000円	入居時にお支払い頂きます。退所時に部屋の修復等にかかった額を精算して残金をお返し致します。
家賃	42,000円 (1,400円)	国より一律10,000円の家賃補助
光熱水費	15,000円 (500円)	表示金額は目安とし、費用は実費精算とします。(後払い)
食材料費	21,000円 (700円)	表示金額は目安とし、費用は朝食300円、昼食350円、夕食400円の実費精算とします。(後払い)
日用品費	1,000円 (100円)	トイレ用品、洗剤等
共益費	750円	フレッツ光テレビ按分費用
雑費	1,000円	キッチン用品、清掃用品等
営繕積立	1,000円	修理及び備品購入
預かり金管理サービス	3,000円	年金・手当や預かり金の管理(希望者)を行います。サービスを受ける利用者は金銭等管理委託契約を結ぶものとなります。
日中一時支援	1,000円/時間	休日利用者が希望される場合のみ実施するものとなります。この場合、事前に予約が必要です。但し、交通費及びその他実費は利用者が負担するものとなります。

4 前3項に規定する額の支払いを現金で受けたときは、当該費用に係る領収証を、当該費用を支払った利用者に対し交付するものとする。また、口座振込の場合は振込通知書もしくはご利用明細票をもって領収証と致します。

5 第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

(入居に当たっての留意事項)

第10条 利用者は、入居に当たっては、次に規定する内容に留意すること。

- (1) 入居にあたり、相談支援専門員を個別におつけ下さい。
- (2) 共有スペース・Ohana 敷地内を含む全室禁煙です。火災予防に関しては特に注意を払って下さい。
- (3) 共有スペース・Ohana 敷地内を含む全室禁酒です。但し、外部で飲酒する

事は可能ですが、ホームに戻る時は酔をさまして帰宅して下さい。

- (4) 設備・器具は本来の用法に従ってご利用下さい。これに反したご利用により破損が生じた場合、賠償していただく事があります。

AIU等の障害者総合補償制度保険等にご加入下さい。

- (5) 貴重品は、利用者の責任において管理していただきます。自己管理の難しい利用者につきましては希望により世話人及びバックアップ事業所にて管理を致します。

- (6) 利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮下さい。

- (7) 21時以降の帰宅は世話人に事前連絡して下さい。

- (8) その他、入居者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要あると認められる場合、必要な措置をとることができるものとします。

ご本人のプライバシー等の保護について十分な配慮をします。

(利用者負担額等に係る管理)

第11条 事業所は、利用者（体験的な利用に係る利用者を除く。）が同一の月に事業所が提供する指定共同生活援助及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定共同生活援助及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しなければならない。この場合において、事業所は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、利用者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

2 事業所は、体験的な利用に係る利用者から依頼を受けた場合は、当該利用者について前項に定める利用者負担額に係る管理を行わなければならない。

(緊急時等における対応方法)

第12条 従業者は、現に共同生活援助の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

(非常災害対策)

第13条 事業所は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

2 夜間及び深夜の時間帯を通じて、利用者に緊急の事態が生じた時に、利用者の呼び出し等に速やかに対応できるよう、常時の連絡体制を確保するとともに、緊急時の連絡先や連絡方法を共同生活住居の見やすい場所に掲示するものとする。

(苦情解決)

第14条 事業所は、提供した指定共同生活援助に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものと

する。

- 2 提供した指定共同生活援助に関し、法第10条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定共同生活援助事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 提供した指定共同生活援助に関し、法第11条第2項の規定により都道府県知事が行う報告若しくは指定共同生活援助の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事が行う調査に協力するとともに、都道府県知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 4 提供した指定共同生活援助に関し、法第48条第1項の規定により都道府県知事又は市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定共同生活援助事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事又は市町村長が行う調査に協力するとともに、都道府県知事又は市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 5 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにてできる限り協力するものとする。

（その他運営に関する重要事項）

第15条 事業所は、職員の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。

（1）採用時研修 採用後1カ月以内

（2）継続研修 年3回以上

- 2 職員は、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するものとする。
- 3 職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は、他の指定障害福祉サービス事業者等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者又はその家族の同意を得るものとする。
- 5 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。
- 6 事業所は、利用者に対する共同生活援助の提供に関する諸記録を整備し、当該共同生活援助を提供した日から5年間保存するものとする。
- 7 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は特定非営利活動法人 **KiKi** と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成29年 4月20日から施行する。